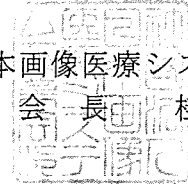


画医工総発第 16-27 号

平成 16 年 6 月 11 日

厚生労働省医政局経済課長 高倉信行殿  
厚生労働省保険局医療課長 西山正徳殿

社団法人日本画像医療システム工業会  
会長 桂田 昌生



## 平成 16 年度診療報酬改定での画像診断領域等における業界意見

平素は当工業会活動に関し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 16 年度診療報酬改定に関しましては、大変厳しい医療保険財源と医療制度改革の環境の下で策定されたことに、私ども工業会としてもその重要性を改めて認識しております。

さらに、平成 16 年 4 月より入院医療における 1 日定額払い評価 (DPC) が試行拡大される中で、画像診断における技術評価の在り方については当工業会としても重大な関心事として受け止めております。

従来から当工業会は、新技術・高密度情報技術の開発、品質・安全・有効性の確保、IT 化に基づく効率化など、多方面からわが国の医療水準を上げるべく日夜邁進しております。

このような技術進歩著しい当工業会取り扱いの各種画像診断・治療機器システムは、診療報酬改定内容に極めて敏感に反映するものであるため、さまざまな制度改革からもたらされる個別技術評価と制度上での総合評価との両局面から恒常的に注目しているところであります。

当工業会は、平成 16 年度の改定において、個別技術評価については具体的な個別事項を取りまとめ要望しました。制度上での総合評価については、昨年度来、CT・MRI における撮影料の積算根拠の明確化と保守維持管理諸経費の明文化の 2 点を特に重要課題として強調し要望してきました。

しかしながら、平成 16 年度の改定作業においては、厳しい財源の中ゼロ改定という制約を理解するとしても、残念ながら当工業会にとって最も優先度の高いこの 2 つの課題についてはまったく不明瞭のまま改定にいたっております。

改めて当工業会は、平成 16 年度改定に関する業界意見として、この 2 つの課題を提起させていただきます。何卒、当工業会の抱える重要課題をご理解いただき建設的な検討をお願いするものであります。

平成 18 年度の改定においては、このような環境を踏まえて取りまとめた業界意見等を十二分にご検討の上、反映されるようよろしくお願い申し上げます。

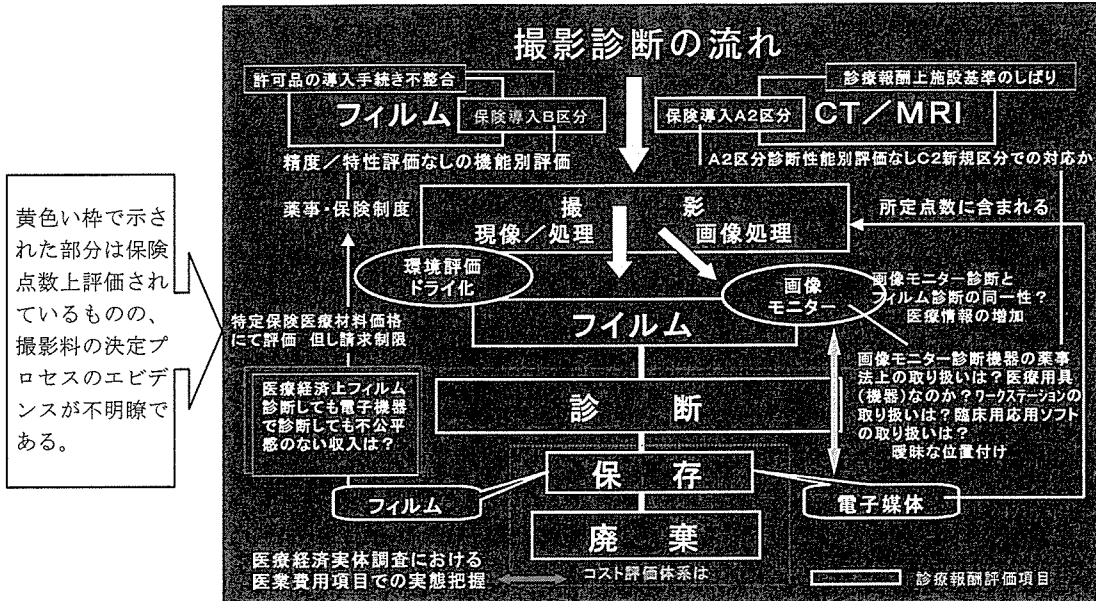
なお、当工業会との意見交換の場が継続されていることに感謝すると共に、今後も引き続き関係各署との幅広い意見交換の場の設定をしていただきたく重ねてお願い申し上げます。

以上

《 画像診断領域における制度上の2つの課題 》

① CT・MRIにおける撮影料の積算根拠の明確化

○ 画像診断／撮影診断の流れ（CT／MRIの撮影診断フロー）



○ 平成9年中医協で示された平成10年改正の積算の根拠

1 CT・MRIにおける撮影料の積算根拠の明確化

(平成9年中医協資料より)

CT/MRI断層撮影診断料積算の前提

1 撮影に要する費用の考え方

- 機器の本体価格は、平成9年保険材料等使用状況調査（厚生省医療課）による平均値を用いて、CT約8,500万円円、MRI約1億7千万円とする。
- 人件費（診療放射線技師1人分）は年間約760万円とする。
- 消耗品代及び保守契約費等として年間約2,900万円（MRIは年間1,600万円）、及びCT撮影室に係る平均的な建築費用として年間約30万円（MRIは年間約100万円）

2 撮影回数の考え方

- 6年間使用することとする。
- 一ヶ月の稼働日数は平均20日とし、一日当たり実施回数は、CTは24回、MRIは12回とする。

3 以上より1撮影当たり費用を算出し、これをもとに

頭部、躯幹、四肢の各点数を設定する。

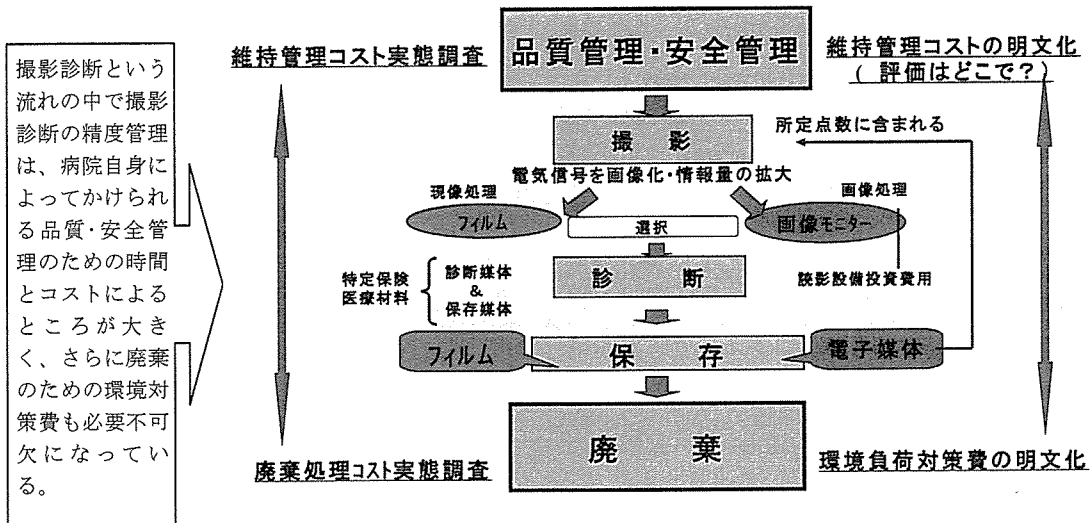
平成10年度改定では積算の根拠が明確化されていたが、12年、14年、16年度については、その根拠が明確に示されていない。

昨年11月に行なわれた定期会合で積算根拠の明確化について説明を求め、この積算根拠の考え方が今現在も採用されているという回答を得ているが、撮影技術としての評価が不在であり、この撮影技術としての評価を含めた積算根拠の議論が必要と考える。さらに、共同利用率5%の根拠についてもいまだ何ら説明がない。この不明瞭さが診療報酬全体の考え方の不明瞭さにつながっているという気持ちを持たざるを得ない。今後、関係者との更なる議論を通じ、根拠を明確にすることを望む。

② 保守維持管理諸経費の明文化

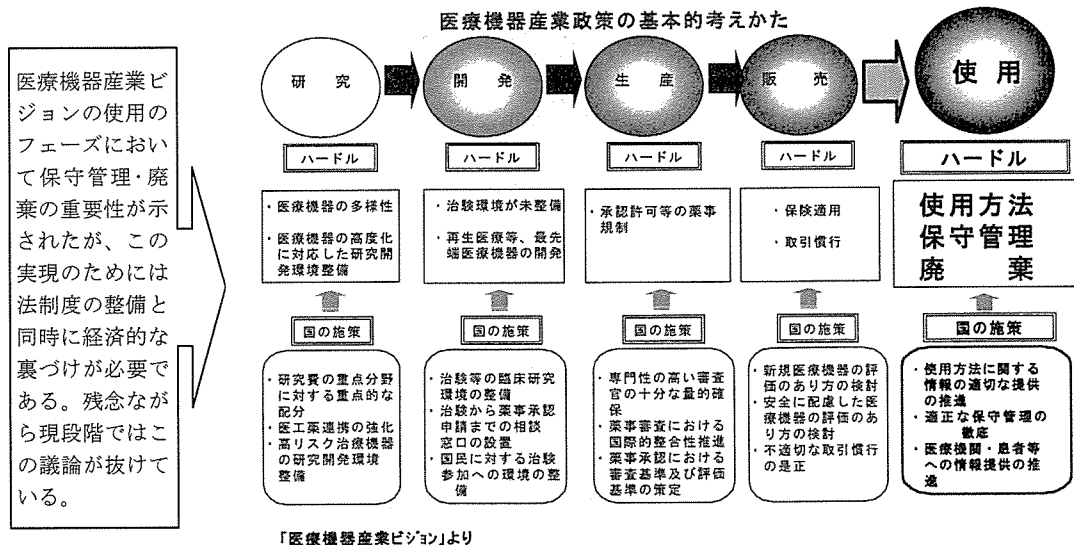
○ 画像撮影診断の流れの中での品質管理等の評価は

2 保守維持管理諸経費の明文化



○ 医療機器産業ビジョンで示された「使用」フェーズの重要性

2 保守維持管理諸経費の明文化



保守維持管理諸経費の明文化については、積算根拠の明確化と密接な関連を有するものである。保守管理等についての制度確立とそのための経済的な位置付け、および診療報酬での考え方の総合的な議論を行い、医療経済実態調査等を通じて、実態に即した評価に切り替えるべきではないか。